

「内需拡大に関する対策」(昭和60年10月15日決定)の実施状況

昭和60年12月28日

経済対策閣僚会議

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>1. 当面早急に実施する対策</p> <p>(1) 民間住宅投資・都市開発の促進</p> <p>① 住宅金融公庫の特別割増貸付制度の実施、貸付枠の追加</p> <p>住宅建設の促進、居住水準の向上を図るため、住宅の規模に応じた特別の割増貸付制度を実施することにより、住宅金融公庫の個人住宅等への貸付額を増額することとし、貸付枠の追加を行う(追加事業規模5千億円程度)。</p> <p>また、下期の受付期間の拡大を行うこととし、上記の対策の効果の十全な発揮を図ることとする。</p> <p>② 宅地開発の円滑化</p> <p>宅地の円滑な供給を図るため、宅地開発指導要綱の行き過ぎの是正、線引きの適切な見直しの早期完了及び保留解除の推進並びに市街化調整区域における開発許可の規模要件の引下げの実施につき、地方公共団体を指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none">住宅金融公庫法等を一部改正し、昭和60年11月25日から特別割増貸付を実施個人(一般)住宅、高層住宅、建売住宅の貸付枠(募集枠)を1万4千戸、団地住宅の事業承認戸数を6千戸追加下期の受付期間を昭和59年度下期の1.5倍に拡大 (建設省) [沖縄振興開発金融公庫においても同様の措置を実施 (沖縄開発庁)]昭和60年10月15日付けで宅地開発指導要綱等による行政運営の適正化について通達 (自治省)昭和60年12月12日付けで「宅地開発等指導要綱問題相談室」を設置し、また、同年12月27日付けで宅地開発等指導要綱による行政指導の積極的な見直しの徹底について通達 (建設省)

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>③ 都市開発の促進</p> <p>都市開発を促進するため、市街地再開発事業等の積極的活用を図るとともに、特定街区制度、総合設計制度等を利用し優良なプロジェクトに対する個別的な容積率の割増しを積極的に行う。</p> <p>また、大都市の中心部等の住宅地を良好な中高層住宅に向けて整備していく観点から、第一種住居専用地域の的確な見直しを行うよう地方公共団体を指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none">昭和60年12月27日付けで第2回の線引き見直しの早期完了について通達 (建設省)昭和60年12月27日付けで保留解除の推進について通達 (建設省)昭和60年12月28日現在、44道府県市において市街化調整区域における開発許可の規模要件の引下げを実施済。その他の都県市についても鋭意指導中 (建設省)昭和60年10月15日以降、都市再開発方針の策定が義務付けられている22都市のうち2都市が同方針を策定 (現在11都市が策定済)再開発の保留床を取得する法人に対する日本開発銀行の出資制度 (昭和60年度創設) を活用 (逆瀬川駅前地区 (宝塚市))昭和60年12月27日付けで特定街区制度の活用促進について通達 (建設省)昭和60年12月27日付けで総合設計制度等の活用促進について通達 (建設省)昭和60年12月21日付けで中水道、地域冷暖房等の施設を設置する建築物について、一定の範囲内で容積率の緩和を行うための技術的基準を 通達 (建設省)

決 定 事 項

実 施 状 況

④ 国公有地等の有効活用

都市部における国有地等の有効活用を推進するため、これまで民間活力活用可能土地として国有地278件、162.2ヘクタール、国鉄用地10件、30ヘクタールの選定を行ってきており、今後昭和60年度内において、国有地69件、国鉄用地2件の処分に努める。

国公有地等の有効活用を推進するため、新都市拠点整備事業、特定住宅市街地総合整備促進事業の活用を図る。

なお、行政財産である土地の有効利用を図るため、私権の設定範囲の拡大について、所要政令の見直し、検討を進める。

⑤ 増改築等リフォームの促進

増改築等リフォームを促進するため、総合的なリフォーム供給体制の整備、関連する技術の開発・普及、情報の提供等に努める。

・ 昭和60年12月27日付けで用途地域の的確な見直しの推進について
通達 (建設省)

・ 国有地69件については、昭和60年度内に処分すべく処理を進めているところ

・ 国鉄用地2件については、昭和60年度内に処分すべく、関係者と調整中 (運輸省)

・ 新都市拠点整備事業、特定住宅市街地総合整備促進事業の活用については、各事業地区の状況に応じて、具体の事業の実施、計画案の検討、関係者との協議等を鋭意推進中 (建設省)

・ 行政財産である国有地に対する私権の設定については、具体的事例に即し、必要に応じ、そのあり方等に関し検討

・ 公有地については、「公有財産の有効活用等に関する調査研究会」において検討中 (自治省)

・ 全国各地で増改築フェアを推進中(22か所で実施済) (建設省)

・ 昭和60年12月13日付けでリフォームキャンペーン推進月間(昭和61年2月)行事等の推進について通達 (建設省)

・ 増改築等リフォームキャンペーンを推進中 (通商産業省)

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>⑥ 連絡推進体制の整備</p> <p>住宅建設、都市開発等の諸施策を早期かつ的確に実施するため、関係省庁による連絡推進体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増改築相談指導員講習会を開催 (建設省) ・ 増改築コンクールを実施中 (建設省) ・ CADシステムを構築中 (通商産業省) ・ 新住宅開発プロジェクトの成果である増改築関連技術の普及等を実施中 (通商産業省) <p>・ 昭和60年10月18日付けで、建設事務次官が主宰し、関係省庁の局長等で構成される「住宅・都市開発等関係省庁連絡会議」を設置し、施策の実施状況及び実施スケジュールについて定期的に連絡・調整を行いながら諸施策の早期かつ的確な実施を推進中</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

(2) 民間設備投資の促進

① 電気事業及びガス事業の設備投資の追加等

電気事業における送配電の高度化、配電自動化、配電線地中化等のための投資（修繕工事等を含む。）の増加（今後昭和63年度までの間合計で1兆円程度を目途）に努力するよう指導するとともに、一般電気事業会社が今後必要とする設備投資資金を円滑に調達するため、その社債発行限度枠に係る所要の法律案を臨時国会に提出する。

また、ガス事業における保安の強化等のための投資（修繕工事等を含む。）の増加（今後3年間合計で1千億円程度を目途）に努力するよう指導する。

② 日本開発銀行の融資の活用等

民間設備投資促進のため、日本開発銀行等の融資の積極的活用を図るとともに、必要に応じ貸付枠の追加を行う。

③ 基盤技術開発の促進

民間における基盤技術に関する試験研究の一層の促進を図るため、昭和60年10月に発足した基盤技術研究促進センターを活用する。

・ 設備投資の追加については、通商産業省から電力9社、ガス大手3社に対して要請。現在、各社において準備又は実施中（昭和60年度末までに、合計約1千億円の追加投資が行われる予定）

・ 「一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律」を昭和60年12月7日に施行。一般電気事業会社の社債発行限度枠を拡大

・ 民間設備投資促進のため、配電線地中化等配電基盤の整備について日本開発銀行の融資の対象とし、その積極的活用を促進

・ 昭和60年10月1日にセンターを設立。業務方法書を制定するとともに、それに基づき、出融資プロジェクトの公募を予定

（通商産業省、郵政省）

決 定 事 項

実 施 状 況

(3) 個人消費の喚起

- ① 金融機関の自主性を尊重しつつ、消費者金融への積極的な取組みを要請する。特に、消費者ニーズにあった商品を金融機関の健全性に配慮しつつ提供できるよう要請する。
- ② 金融機関の週休二日制の拡大との関連にも配慮しつつ、現金自動支払機（C、D）の毎土曜休業日の稼働を行うとともに、営業日におけるC、Dの時間延長稼働を行うよう要請する。
- ③ カラーテレビ及び自動車について、割賦販売標準条件の緩和等を図る。

(4) 公共事業の拡大

公共投資については、次のとおり、総額1兆8千億円程度の事業規模の追加を行う。

- ① 一般公共事業についての国庫債務負担行為の活用を図る。
- ② 財政投融資の追加によって進捗する事業を有する公団等に対し、原資準備等を踏まえ、その追加を行うことにより、事業の推進を図る。

・ 昭和60年11月7日付けで、①消費者金融への積極的取組み、②C、D等の土曜休業日の稼働及び稼働時間延長について、金融機関に対し通達をもって要請
(大蔵省、農林水産省)

・ カラーテレビ及び自動車の割賦販売標準条件の緩和等に関し、割賦販売審議会の答申を得、昭和60年12月2日告示を行うとともに、関係団体に周知徹底
(通商産業省、運輸省)

・ 昭和60年度補正予算において事業費6,000億円の国庫債務負担行為を追加計上

・ 公団等について702億円の事業規模を追加。このうち昭和60年度中に支出される金額については、財政投融資追加を含む所要の財源措置を講ずることとし、昭和60年12月23日の資金運用審議会の議決を経て、資金運用部資金133億円を追加

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>③ 災害復旧工事の速やかな実施を図る。</p> <p>④ 地方単独事業について、地域の実情に応じ地方債の活用を図ること等により、下水道事業等の追加措置を含め、その円滑な施行を期待するものとする。</p> <p>なお、大都市の下水道単独事業については、環境条件が整えば、政府保証外債の発行により低利資金の導入を行いうるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和60年度補正予算において災害復旧費3,530億円(事業費4,730億円)を追加計上。このほか、予備費により250億円(事業費270億円)の追加を行っており、合わせて3,780億円(事業費5,000億円)を追加 ・ 地方単独事業については、地方公共団体の9月補正予算等において追加 ・ 地方公共団体の申請に応じて必要な地方債措置 ・ 昭和61年度において新たに東京都の下水道単独事業及び地下鉄建設事業に係る政府保証外債の発行を認めることを決定

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>2. 今後推進する対策</p> <p>(1) 公共的事業分野への民間活力の導入</p> <p>民間活力を活用して、関西国際空港や各地において実施されているテクノポリス等の地方におけるプロジェクトの着実な推進を図る。また、民間の資金、技術的経験及び経営能力を公共的事業分野へ導入することとし、立法措置を含め事業の効率的かつ円滑な実施を図るための所要の環境の整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西国際空港については、関西国際空港株式会社において、早期着工を目指して、漁業補償交渉、護岸等の設計、環境アセスメントの諸手続等の着工準備事業を推進中 一方、政府においては、昭和60年12月10日の関西国際空港関係閣僚会議で、道路、鉄道等の関連施設整備の基本方針として、関西国際空港関連施設整備大綱を決定 ・ 昭和60年12月に新たに1地域の開発計画を承認する（開発計画承認は計18地域）等、テクノポリス構想を推進中 ・ ニューメディアの振興、地域における情報通信基盤の整備等を図るため、ニューメディア・コミュニティー構想（現在15地域）、テレトピア構想（昭和60年10月、11月追加指定、計34地域）等を推進中 ・ 他に、港湾再開発、人工島の建設等に係る港湾計画の策定（昭和60年12月）、キャブ・システム（電線類の地中化）モデル都市15地域指定（昭和60年10月）、幕張新都心構想における幕張メッセ推進主体設立準備会の発足（昭和60年12月）等の地域におけるプロジェクト等を様々な形で推進中

決 定 事 項

実 施 状 況

(2) 規制緩和

規制緩和については、「当面の行政改革の具体化方策について」（昭和60年9月24日閣議決定）において措置方針を定め、「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案」（仮称）を臨時国会に提出するなど着実に具体化を図ることとしているが、民間経済活動に対する諸規制の緩和が事業機会の増加による内需拡大に役立つことにかんがみ、別紙1に掲げた諸措置を着実に実施する。

(3) 週休二日制の拡大

消費機会の増大を通じる内需拡大、ゆとりと活力のある経済社会の実現、先進国としてよりふさわしい労働条件の確保等の観点から、週休日等の年間休日日数が今後5年間で現在より10日程度増加するよう努めることにより、これを欧米主要国並みに近づけること等を目標として、別紙2に掲げた諸対策を着実に実施する。

- ・ これらのプロジェクトの推進のため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等による出融資を活用
- ・ 決定事項37項目のうち、昭和60年又は昭和60年度内に措置すべき事項は28項目（法律事項2、省令・告示事項5、通達事項14、その他1）であるが、現在までのところ25項目について措置を実施・推進中であり、かなりの進捗。特に法律事項に関しては、①「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律」によって倉庫業法の一部改正が行われ、また②「一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律」が成立
- ・ 民間企業における週休二日制の拡大、年次有給休暇の取得促進、連続休暇の定着等について、経済団体、業界団体等に対し、関係省庁から文書で要請
 - 労働基準法の改正については、昭和60年12月に労働基準法研究会より出された最終報告を受けて、今後関係審議会の意見も聴きつつ、検討
- ・ 金融機関の週休二日制（土曜閉店（閉庁））の月2回への拡大については、昭和61年8月を目途に実施すべく、政府としても関係法令の改正等環境整備を推進

決 定 事 項

実 施 状 況

(4) 国公有地等の有効活用

国公有地等の有効活用が良好な都市環境の形成、住宅建設等の促進に資するとの観点から、別紙3に従い、所要の措置を着実に実施することとし、特に土地信託制度については、国有地への導入を図るため、次期通常国会に所要の法律案を提出すべく準備を進め、公有地にあってもその導入について検討を進める。

- ・ 国家公務員の週休二日制については、その推進の検討に資するため、4週間の中の2回の土曜日等に4分の2ずつの職員が交替で休む方式（4分の2指定方式）を、昭和60年12月以降、準備の整った省庁から順次実施
- ・ 「国民の祝日に関する法律」が昭和60年12月20日に改正され、これにより、5月4日が休日になる（昭和61、62年は既に日曜日及び振替休日）ことから、ゴールデン・ウィークにおける連続休暇定着に寄与するものと期待
- ・ 週休二日制関係省庁連絡会議において、昭和60年11月の「ゆとり創造月間」の取組みについて協議し、各省庁における各種のキャンペーン活動を推進
- ・ 国有地への土地信託制度の導入については、今通常国会に所要の法律案を提出すべく準備中
- ・ 公有地については、「公有財産の有効活用等に関する調査研究会」において検討中

19. 内需拡大に関する対策（構成素）

昭和60年10月11日
（経済対策閣僚会議）

前 文

1. 当面早急に実施する対策

（1）民間住宅投資・都市開発の促進

住宅金融公庫の特別割増貸付制度の実施、貸付枠の追加、国公有地等の有効活用等

（2）民間設備投資の促進

電気事業及びガス事業の設備投資の追加等

（3）個人消費の喚起

消費者金融、販売信用の利用の円滑化

（4）公共事業の拡大

地方債の活用による地方単独事業の追加等

2. 今後推進する対策

（1）公共的事業分野への民間活力の導入

（2）規制緩和

（3）週休二日制の拡大

（4）国公有地等の有効活用